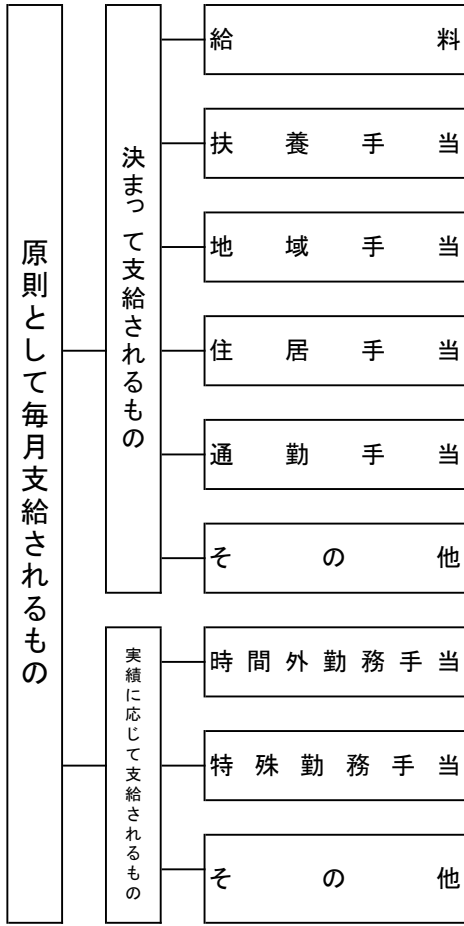


市職員の給与等を公表します

市では、職員の給与制度とその運用状況を公表しています。市職員の給与は地方公務員法の規定により、生計費及び国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮し、市議会の議決を経て定められています。地方自治の基本理念である「最少の経費で最大の効果」が得られるよう、地域経営の視点で地域の豊かさを創出しつつ、適正な定員管理による人件費の抑制にも努め、市政運営を行っています。

■職員給与の概要



職務の種類と内容に応じて、給料表や級などを決定します

- ① 子 10,000円
- ② 配偶者、父母等 6,500円

主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給する手当
 手当支給率 → (給料+扶養手当)の6%

- ① 借家等居住者 → 家賃に応じて支給(最高27,000円)
- ② 持家居住者 → 4,000円

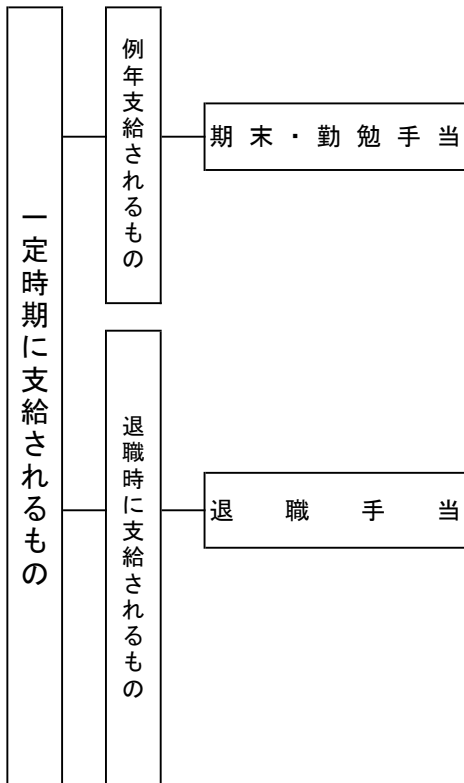
- ① 交通機関(電車等)利用者 → 運賃相当額(6か月定期代等)
- ② 交通用具(自転車等)利用者 → 距離に応じた額

管理職手当ほか

正規の勤務時間外に勤務した際に支給する手当

著しく危険、不快、困難な勤務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当

夜間勤務手当・宿日直手当ほか



民間のボーナスに相当する手当 (令和元年12月1日現在)

区分	期末	勤勉	合計
6月期	1.300か月分 (0.725か月分)	0.925か月分 (0.450か月分)	2.225か月分 (1.175か月分)
12月期	1.300か月分 (0.725か月分)	0.975か月分 (0.450か月分)	2.275か月分 (1.175か月分)
年間合計	2.600か月分 (1.450か月分)	1.900か月分 (0.900か月分)	4.500か月分 (2.350か月分)

※職務段階に応じた加算措置あり
 ※()は再任用職員の支給月数

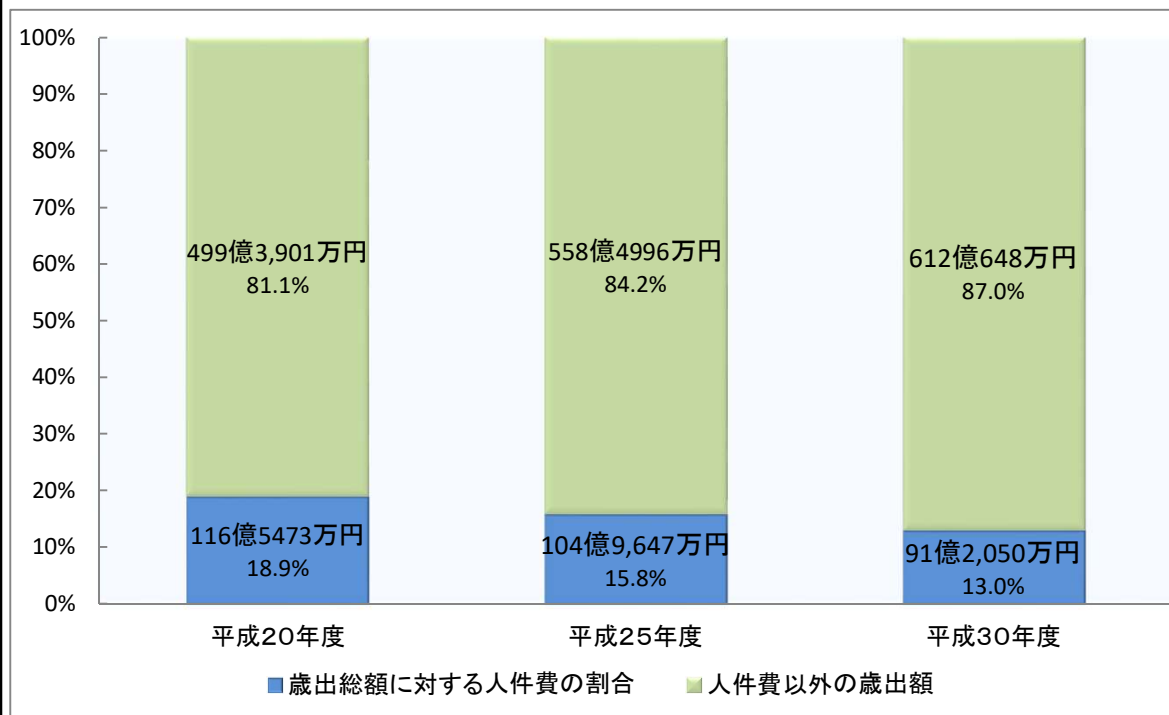
退職時に支給される手当 (令和元年度)

区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695か月分	24.586875か月分
勤続25年	28.0395か月分	33.27075か月分
勤続35年	39.7575か月分	47.709か月分
最高限度	47.709か月分	47.709か月分
加算措置	なし	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
平成30年度退職者 1人当たり平均支給額等 (※一般会計職員のみ)	76万4,000円 (平均勤続年数4年3か月)	2,103万3,000円 (平均勤続年数34年10か月)

※退職手当=退職日給料月額×勤続年数別支給率(月分)+調整額

■ 一般会計歳出決算額総額に対する人件費の割合の推移

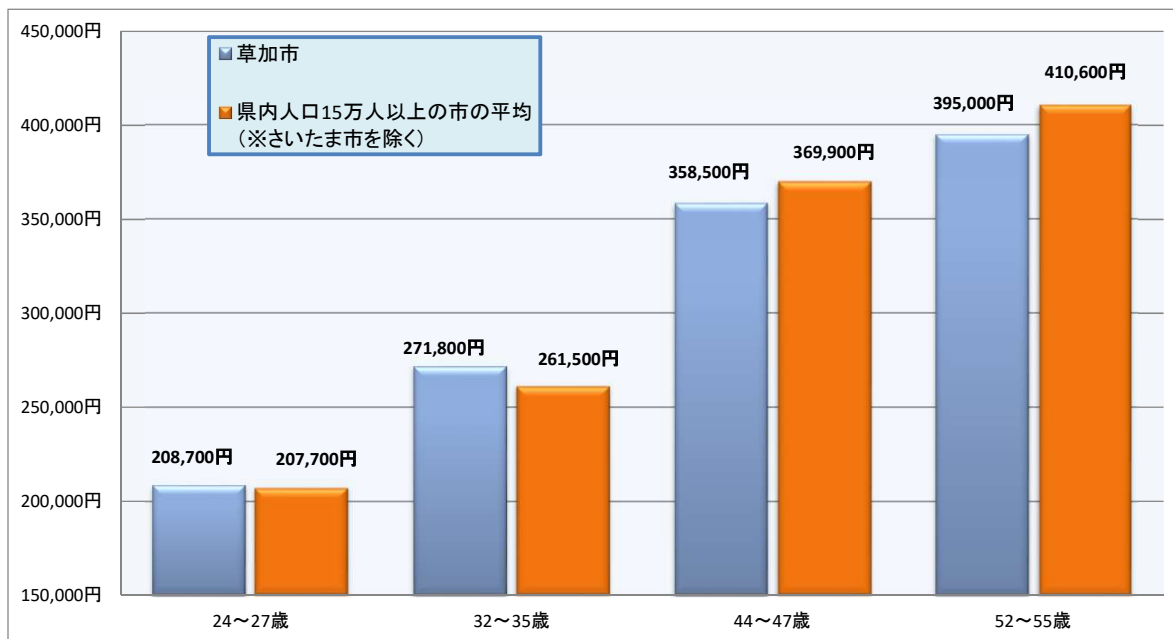
一般会計の歳出総額に占める人件費の割合を表したグラフです。行財政改革の推進により、10年前と比較して人件費の歳出額は25億3,423万円減少（▲21.7%）し、歳出総額に占める人件費の割合も5.9ポイント減少しています。



※額については1万円未満切り上げとしています。

※人件費には特別職（市長や市議会議員、附属機関の委員等）に支給される給与、報酬等を含みます。

■ 年齢別平均給料月額比較



※埼玉県市長会による「埼玉県内市職員の給料手当等調査」の金額を使用しています。年齢区分は当該調査の区分によるもので、各年代の中間層を掲載しています。

■部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在、単位:人)

区 分		職 員 総 数			令和元年度の職員数の増減状況	
部 門		平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減数	主な増減理由
一 般 行 政 部 門	議会	11	11	11	0	
	総務	217	226	237	11	業務充実による増
	税務	74	76	77	1	業務充実による増
	民生	406	427	460	33	生活保護業務、児童福祉の充実による増
	衛生	54	55	57	2	業務充実による増
	労働	2	2	2	0	
	農林水産	5	5	5	0	
	商工	14	14	15	1	業務充実による増
	土木	131	135	138	3	業務充実による増
	小計	914	951	1,002	51	
政 特 部 別 門 行	教育	135	141	142	1	業務充実による増
	小計	135	141	142	1	
普通会計 計		1,049	1,092	1,144	52	
公 営 企 業 会 計 部 門	病院	564	570	552	△ 18	事業の統廃合縮小による減
	水道	49	50	51	1	業務充実による増
	下水道	16	17	17	0	
	その他	48	49	50	1	業務充実による増
	小計	677	686	670	△ 16	
合 計		1,726	1,778	1,814	36	

※ 上記職員数については、草加市職員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含みます。
また、上記職員のほかに、職員の退職等に伴う欠員補充、職員の育児休業・病気休職等の代替、業務の繁忙期間に限り配置する臨時的任用職員を、平成31年4月1日現在で1,026人任用しています。

■特別職の給料・報酬等

特別職の給料・報酬等の額は、各界代表者、学識経験者等で構成される草加市特別職報酬等審議会の意見に基づき、議会の議決を経て条例で定められています。

職	区分	草加市	さいたま市を除く、 県内人口15万人以上の 市の平均
		月額	月額
	市長	1,040,000	998,727
	副市長	875,000	837,818
	教育長	750,000	753,727
	病院事業管理者	820,000	890,500
	議長	540,000	569,636
	副議長	505,000	513,545
	議員	470,000	489,727

※上記以外に、一般職の期末・勤勉手当の支給割合に準じた期末手当が給料を基にして支給されています。